今月の窓

困ったときの協同組合頼み

2025年が２度目の国際協同組合年となったことも影響して、協同組合に関する原稿を執筆する機会が増えている。様々な分野の協同組合について歴史を振り返りながら原稿を書いているのだが、何か問題に直面すると、新しい協同組合の設立や既存の協同組合による対応が進むこと、そして協同組合を促進する動きが起きることを改めて実感した。

持続可能な開発目標（SDGs）の達成が危ぶまれる昨今では、SDGsに貢献しうるものとして、協同組合をはじめとする社会的連帯経済への評価や期待が高まっている。2022年にはILOとOECD、2023年には国連で社会的連帯経済を推進するための決議を採択した。社会的連帯経済という用語は日本ではあまり馴染みがないが、協同組合、アソシエーション、NPO、共済組織、財団、社会的企業などを総称する用語として国外ではよく用いられている。協同組合と社会的連帯経済の関係性については本誌小野澤論文でも考察されている。

協同組合など社会的連帯経済の組織の発展のためには法的環境の整備が必要ということは、過去から継続して言われており、上記３つの勧告でも共通して推奨されている。2012年の国際協同組合年においても、国連は急速に変化する社会経済環境における協同組合の成長と持続可能性を高めるため、協同組合の活動を規定する法律や行政上の規定を適宜見直すことを各国政府に対して奨励した。それを受けて韓国では2012年に協同組合基本法が制定され、従来の法制では設立できなかった多様な協同組合の設立が進んだ。他にも法律の整備を行った国は多くあり、本誌明田論文ではベルギーとアイルランドの協同組合法改正をとりあげ、日本への示唆についても言及している。

日本では、2012年国際協同組合年に対する政府のリアクションは特段にはなかったが、その後何も起こらなかったわけではない。2020年６月には、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律が施行された。同法に基づく特定地域づくり事業協同組合は、人口急減地域において事業協同組合が特定地域づくり事業を行う場合、都道府県知事の認定を受けると、届出で労働者派遣事業（無期雇用職員のみ）を実施でき、組合運営費について財政支援を受けることができる。総務省のウェブサイトによれば、2024年10月１日時点で105組合に交付金が交付されている。

また、2022年10月１日には、長年にわたって法律の制定が望まれていた労働者協同組合法が施行された。厚生労働省のウェブサイトによれば2024年10月１日の時点で、１都１道２府27県で計110の労働者協同組合が設立されている。

いずれの協同組合も、人口減少を受け地域の働き手が減るなかで安定的な雇用を確保したり、多様な働き方を実現したりしつつ、地域の課題を解決できるものとして期待されている。大々的には言われていないが、日本でもやはり困ったときには協同組合を頼みにしているのではないか？　社会課題が山積している現状では、2025年国際協同組合年をきっかけに困ったときの協同組合頼みが大きな潮流になる可能性もあろう。

（（株）農林中金総合研究所　理事研究員　重頭ユカリ・しげとう　ゆかり**）**

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/